

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案に対する修正案新旧対照条文
 ○ エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条から第五条まで、第九条、第十一条(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百四十五号)附則第十二条から第十六条までの改正規定に限る。)及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(削る)</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこ</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第五条の規定 公布の日</p> <p>二 第二条並びに附則第三条、第四条、第九条、第十一条(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百四十五号)附則第十四条から第十六条までの改正規定に限る。)、第十二条及び第十三条の規定 平成二十五年三月三十一日</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第四条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及</p>

の附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)
正)

第十一条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附則第十二条から第十六条までを次のように改める。

第十二条から第十六条まで 削除

(削る)

この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)
正)

第十一条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附則第十四条から第十六条までを次のように改める。

第十四条から第十六条まで 削除

(災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第十三条 災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「及び第十三条」を「から第十六条まで」に改める。

附則第二十一条中独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開

発機構法附則第十二條及び第十三條の改正規定を次のように改める。

附則第十二條から第十六條までを次のように改める。

第十二條から第十六條まで 削除